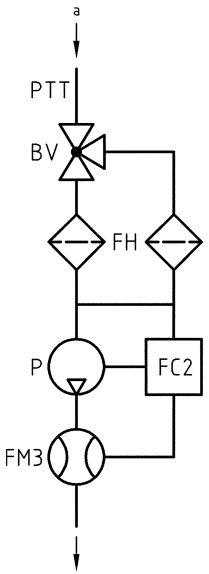
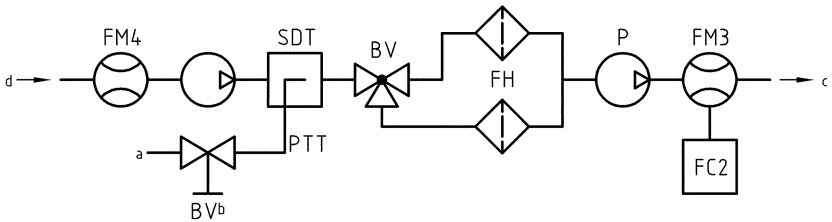
図16　ＰＭ捕集システムの図



＊　ａ＝希釈トンネルより

図17　二次希釈ＰＭ捕集システムの図



＊　ａ＝希釈トンネルからの希釈排気　ｂ＝オプション　ｃ＝ベント　ｄ＝二次希釈剤

別添四十一Ⅱ別紙３の２・５・を次のように改める。

2.5.　図16（分流システムのみ）と図17（全流システムのみ）の構成要素

ＰＴＴ　ＰＭトランスファチューブ

トランスファチューブは、

(a)　ＰＭに対して不活性とする。

(b)　325K（52℃）以下の壁面温度まで加熱できる。

(c)　断熱できること。

ＳＤＴ　二次希釈トンネル（図17のみ）

二次希釈トンネルは、

(a)　本附則の9.4.2(f)項の滞留時間要件に適合するような十分な長さかつ直径を有するものとする。

(b)　壁の温度が325K（52℃）を超えない範囲で加熱することができる。

(c)　断熱材を被覆してもよい。

多フィルタ交換器及び自動交換器は、サンプリングフィルタ間の相互作用がない限り容認される。ＰＴＦＥメンブレンフィルタは、フィルタホルダー内の特定のカセットの中に取り付けるものとする。上流に面したオープンチューブ型の捕集プローブが使用されている場合、2.5μmと10μmの間の50パーセントのカットポイントを持つ慣性事前分級器をフィルタホルダーのすぐ上流に設置する。

Ｐ　サンプリングポンプ

ＦＣ２　流量制御装置　ＰＭサンプル流量を調整するために流量制御装置を使用する。

ＦＭ３　流量測定装置　ＰＭフィルタを通してＰＭサンプル流量を決定するガス計量器又は流量測定器。サンプリングポンプの上流又は下流に設置できる。

ＦＭ４　流量測定装置　ＰＭフィルタを通して二次希釈気流を決定するガス計量器又は流量測定器をいう。

ＢＶ　ボール弁（オプション）　ボール弁は、ＰＭトランスファチューブ（ＰＩＴ）の内径以上の内径と0.5秒未満の切換時間を持つ。

別添四十一Ⅱ別紙４の１・３・中「本則5.1.1.」を「本則5.」に、「適用する同等性規準は、」を「適用する同等性基準は、」に改める。

別添四十一Ⅱ別紙５中「1.2.　エンジンに供給される炭素流量」を「1.2.　エンジンに供給される炭素流量（位置①）」に改め、同別紙中１・３・中「未希釈排出ガスへの炭素流量」の下に「(位置②)」を加え、同別紙の１・３・の式(104)を次のように改める。

$$q_{mCe}=\left(\frac{c_{CO2,r}-c_{CO2,d}}{100}\right)\times q_{mew}\times\frac{12.011}{M_e}\quad(104)$$

別添四十一Ⅱ別紙５の１・４・中「分流希釈装置における炭素流量」の下に「(位置③)」を加え、同別紙６の１・１・中実回転数の式を次のように改める。

$$\text{実回転数}=\frac{43\times\ (0.45\times1{,}015+0.45\times1{,}300+0.1\times2{,}200-600)\ \times2.0327}{100}+600=1{,}178\text{min}^{-1}$$

別添四十一Ⅱ別紙６の１・３・中「(本則8.参照)」を削り、「ステップ２：温度及び湿度に関するNOx補正（8.2.1.)」を「ステップ２：温度及び湿度に関するNOx補正（8.2.)」に、「ステップ３：サイクル中の各ポイントにおける瞬時値の計算（本則8.4.2.4.)」を「ステップ３：サイクル中の各ポイントにおける瞬時値の計算（本則8.4.2.3.)」に、式(9)を式(13)に、「ステップ６」を「ステップ４」に改め、同別紙１・３・の式(13)を次のように改める。

$$kw,r=\left(1-\frac{1.2434\times8+111.12\times13.45\times\dfrac{0.005}{0.148}}{773.4+1.2434\times8+\dfrac{0.005}{0.148}\times0.7382\times1{,}000}\right)\times1.008=0.9331\quad(13)$$

別添四十一Ⅱ別紙６の１・３・の表中「H_{ai}（注１）」を「H_{ai}」に改め、同別添Ⅱ別紙７の表(注1)中「100Pa」を「300Pa」に改め、同表（注2）中「測定した圧力と自動車製作者等が指定している上限圧力との差が1,000Paを超えないことを条件として」を「排気圧力が定格回転数及び全負荷の条件で自動車製作者等が指定した最大値の80％から100％の範囲になるものを使用すること。自動車製作者等が指定した値が５kPa以下の場合、当該値から1.0kPaの範囲になることを条件として」に改める。

別添四十一Ⅱ２・２・３・中「搭載された重量」の下に「として、自動車製作者等が設定するもの」を加え、同別添Ⅱ２・２・６・中「ものの重量」の下に「として、自動車製作者等が設定するもの」を加え、同別添Ⅱ２・２・８・後段及び同別添Ⅱ中２・２・10・を削り、２・２・11・を２・２・10・とし、２・２・12・から２・２・19・までを２・２・11・から２・２・18・までに繰り上げ、同別添Ⅱ中２・４・１・を２・４・４・とし、２・４・の次に次のように加える。

2.4.1.　「パワートレイン」とは、原動機、燃料装置、周辺装置、動力伝達装置その他の推進力を得るために必要な装置により構成される機構をいう。

2.4.2.　「補助装置」とは、エネルギーの消費、変換、貯蔵又は供給を行う装置のうち、当該エネルギーが自動車の推進以外に使用されるもの（周辺装置を除く。）をいう。

2.4.3.　「周辺装置」とは、エネルギーの消費、変換、貯蔵又は供給を行う装置のうち、当該エネルギーが自動車の推進以外に使用されるものであって、パワートレインの動作に必要な装置をいう。